

佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あい さが”  
指定管理者候補者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）は、佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あい さが”を管理する指定管理者の候補者を適正に選考するため、佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あい さが”指定管理者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を審査し、指定管理者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）に報告する。

- (1) 指定管理者の候補者の選考に関する事項
- (2) 指定管理者の候補者の公募を行わずに特定の団体に限定して申請を行わせる事項

(組織)

第3条 選考委員会は、委員9人以上で組織する。

- 2 委員は、健康福祉部長が委嘱する。
- 3 委員は、外部の中立的な有識者を過半数以上含むこととする。
- 4 委員会には、「利用者の代表」、「施設で提供するサービスに関する有識者」、「会計・経営管理の専門家」の観点から選任した委員をそれぞれ1人以上置く。加えて、「さがデザインの代表」、「MIGAKI プロジェクトの代表」を委員に置く。
- 5 委員は、他の委員会の委員を兼ねることができる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、指定管理者制度を導入する佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あい さが”の指定管理者の指定を行うまでの期間とする。ただし、健康福祉部長は、委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

- 2 委員が辞任したときは、委員を補充することができる。ただし、この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会は、健康福祉部長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員 9 人以上かつ「利用者の代表」、「施設で提供するサービスに関する有識者」、「会計・経営管理の専門家」の観点から選任した委員が 1 人以上出席し、外部の中立な有識者が出席者の過半数以上出席していなければ会議を開くことができない。
- 3 指定管理者の応募者と利害関係にある委員は、その選考に参加することができない。
- 4 第 2 条に規定する事項に係る審査は、あらかじめ定めた審査基準により委員が配点した得点の合計点に基づくものとする。

(事務局)

第 7 条 選考委員会の庶務は、佐賀県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は健康福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 10 月 3 日から施行し、選考委員会が所期の目的を達成したときに廃止する。